

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	8/2	8/10	・札幌駅前通地下歩行空間他1施設清掃業務	<p>「総合評価一般競争入札に係る評価項目詳細シート」の内容、Ⅲ-2- (2) 「履行期間中における健康保険加入者の配置状況の評価」に対する質問です。</p> <p>評価方法に「被扶養者又は後期高齢者（75歳以上）は算出対象から除く」とあり、「全従事者が被扶養者又は後期高齢者であった場合は、1点とする」とあります。</p> <p>それに伴い、「約定の有無」(2)において、「全従事者が被扶養者又は後期高齢者であった場合は、評価点算出対象者なし（但し、履行期間中に被扶養者又は後期高齢者以外の者を雇い入れた場合は、これにより入札の際の評価方法によって得られる評価点が1点を下回らないこと。）」とあります。</p> <p>それでは、上記以外の場合で入札の際に得られる評価点が変動しそうな場合、例えば「保険加入者6名、それを含む全従業員が18名いたとし、保険加入者以外の12名全員が被扶養者もしくは後期高齢者であり、得られる評価点が最高点の2点」という想定があったとして、従業員の追加や入れ替えが生じ、追加入れ替え要員が被扶養者又は後期高齢者ではなかった場合は、評価点とは違う運営体制になってしまうと思うのですが、どのような考え方で、採用雇用活動をすればよろしいでしょうか。</p> <p>また、履行期間中に得られた評価点からの変動を確認するならば、従業員が被扶養者もしくは後期高齢者である確認が必要かと思われしますが、その方法はどのような書類の提出（住民票や戸籍謄本、被扶養者である証明となる保険証等の提出等。年齢確認は運転免許証など）を想定しておられるのでしょうか。</p> <p>「契約期間中の確認等」では社会保険加入者に対する記載しかないのですが、その他の従業員に対しても確認のために何かしらの書類提出が必要な場合は、個人情報の観点から採用者に対する説明が必要かと思われしますので、ご教授願います。</p>	<p>「総合評価一般競争入札に係る評価項目詳細シート」17ページに記載のとおり、健康保険加入の提案については、「提出書類に基づき、全従事者数のうち健康保険加入者数が占める割合（小数点第3位以下は切捨て）をもって約定」します。</p> <p>そのため、従事者の追加や入れ替えが生じた場合であっても、提案を満たすような要員を配置することが必要となります。</p> <p>また、約定内容の確認のため、算出対象とならない被扶養者もしくは後期高齢者についても、特記仕様書2(2)ウに記載の「加入状況が確認できる書類」の提出が必要となります。</p> <p>なお、確認できる書類としては、お見込みのとおり、当該従事者の保険証や年齢が確認できる公的書類等を想定しています。</p>	財) 管財部 契約管理課
2	8/2	8/10	・札幌駅前通地下歩行空間他1施設清掃業務	<p>各施設の積算方法に関するご質問です。</p> <p>地下歩行空間（9,304㎡）、西2丁目地下歩道（1,341.7㎡）とありますが、積算は各々の施設で積算でしょうか、2施設を合算しての積算でしょうか。</p> <p>また、2施設を合算だとしたら10,000㎡を超えますが、清掃歩掛は何㎡範囲を適用しているのでしょうか。</p>	施設毎に面積に応じた歩掛を適用しています。	建) 土木部 道路維持課
3	8/3	8/10	・札幌駅前通地下歩行空間他1施設清掃業務	<p>「総合評価一般競争入札に係る評価項目詳細シート」の内容、Ⅲ-2- (2) 「履行期間中における健康保険加入者の配置状況の評価」に対する質問です。</p> <p>ダブルワークで他社にて社会保険に加入している人を、週20時間に満たない短時間で配属させようとする場合は、状況としては、自社ではなく他社の保険に加入しているという点で、被扶養者と近い状態と考えられますが、どの分類となるでしょうか。</p> <p>また生活保護受給者を配置させようとした場合は、同じくどの分類となるでしょうか。</p>	<p>ダブルワークで他社にて社会保険に加入している場合、すでに当人が健康保険に加入していることを鑑みると、算出の対象とはなりません。</p> <p>また、生活保護受給者を配置する場合は、社会保険の加入について特段の制約がないことから、算出の対象となります。</p>	財) 管財部 契約管理課